

上西春別中学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月全面改訂

本方針は、いじめ防止対策推進法、北海道いじめ防止基本方針（令和5年3月改定）に基づき策定したものであり①いじめ対応への基本施策 ②いじめ防止対策における校内組織の設置 ③いじめに対する具体的措置 ④いじめにおける重大事態への対処 について以下の通り明示化する。

1. いじめの定義について

(1) いじめの定義

いじめとは、「当該生徒と一定の人的関係にある、他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒本人が、心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。

(2) いじめの対応

- ①学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ②「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ③いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。
- ④性的マイノリティ、被災生徒、多様な背景を持つ生徒等、学校として特に配慮が必要な生徒については日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行います。

(3) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、以下の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害生徒と加害生徒の関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により判断します。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

2. いじめ対応への基本施策

(1) 基本的な考え方

いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こりうるとの認識を持って対応します。

- ①いじめは、いかなる理由があっても行わない・認めないという姿勢で対応します。
- ②いじめ問題に対しては、被害者の立場を最も尊重して指導を行います。
- ③いじめ問題に対しては、学校いじめ対策組織で対応します。
- ④いじめ問題に対して学校は、保護者、教育委員会、その他関係期間と連携しながら対応します。

(2) 未然防止のための取り組み

- ①生徒ひとりひとりが認められ、お互いを思いやる雰囲気づくりや、学級の一員としての居場所を自覚できる学級づくりを行います。
- ②多様な他者との関係性の中で道徳心を培い、心の通ったコミュニケーション能力を育成するため、全ての教育活動を通して道徳教育の充実を図ります。
- ③わかる授業を確実にを行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育んでいく指導を推進します。
- ④いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発として、生徒会（中央委員会）を中心に、自己肯定感を高める活動を推進します。
- ⑤いじめ問題に関する校長講話を全校朝会でを行い、いじめはいかなる理由があってもしない・させない・認めないことを生徒に周知します。
- ⑥人権擁護委員会等から講師を派遣していただき人権尊重を目指した人権教室を実施します。
- ⑦いじめ問題に関する校内研修・職員会議を年間計画に位置付け、啓発資料を基に、いじめ防止等に関する教職員の資質向上を図る機会を設けます。

(3) いじめ早期発見のための取り組み

- ①生徒と共に過ごす時間を生み出すことを心がけ、全校生徒を教職員で見守り、気になる様子等があれば情報共有できるシステムを作ります。
 - ②北海道教育委員会の『いじめアンケート』は年2回実施するが、それ以外に必要なに応じて実施し、早期発見に努めます。
 - ③Q-U検査などの生徒理解ツールを効果的に活用し生徒理解に努めます。
- (4) 相談体制の整備
- ①年間を通して計画的に教育相談（二者面談）を実施し、いじめの発見のみならず、困っていることや悩み等の相談を受けながら生徒との信頼関係を構築していきます。
 - ②年2回実施される三者面談では、進路相談のみならず、学校生活や人間関係など生徒と保護者を交えて教育相談に対応できるようにします。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
- ①生徒や保護者が、発信情報の複雑化・発信者の匿名化における危険性等、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、外部講師を招いてインターネット携帯電話等の情報モラル研修会を実施する。
 - ②ネットパトロールを定期的に行い、早期発見して対応できる校内体制を整える。
 - ③道教委や外部機関から発出されるネットモラルやネットいじめ等の啓発資料を活用しながら家庭への助言を推進します。

3. いじめ防止に関する校内組織及び対応

- (1) 特別支援委員会の設置
いじめの防止対策を継続的・組織的に行うため、学校内におけるいじめ防止対策の組織として以下の機能を担う校内組織を設置し、学校経営計画書にも組織を位置付け記載する。
- (2) 特別支援委員会は次の構成員とする。
校長、教頭、特別支援コーディネーター、教務部長、指導部長、研修部長、養護教諭、学年代表、その他（スクールカウンセラー等）
- (3) いじめ防止対策委員会は次の活動をする。
- ①いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査・教育相談等）
 - ②いじめ防止の具体的な取り組みに関すること。
 - ③いじめ事例への具体的な対応に関すること。
 - ④いじめ解消の調査や判断に関すること。
 - ⑤いじめについての理解と啓発に関すること。
- (4) 原則月に1回開催し、いじめ事案発生時は状況に応じて校長が招集・開催する。

4. いじめに対する具体的措置

- (1) いじめに関する情報を把握したら速やかに事実の有無の確認を行います。
- (2) いじめの情報は即時に教頭に報告し、教頭は校内支援委員会の開催等敏速に対応します。
- (3) 校長の指示により組織的に支援体制・方法・役割を確立し対処します。
- (4) いじめの発見・指導等に関する記録は時系列に従い正確に行い、保護者、教育委員会、関係機関等への報告は記録に基づいて行うことを徹底します。
- (5) 緊急を要する問題行動が発生した場合は、校内支援委員会の開催し、緊急業務を分担し、直ちに必要な内部・外部への報告・連携体制を確立します。状況に応じてPTA・保護者への情報の提示や組織活動の協力を要請します。
- (6) いじめの関係者が特定できた場合、保護者間の争いを生じさせぬよう、適時適切な情報の共有や必要な会合の設定など必要な措置を講じます。
- (7) いじめの関係者である生徒には、保護者との連携をとりながら、安心して日常の生活を回復できるよう復帰させるために必要な措置を講じます。
- (8) 暴力などあきらかに犯罪行為として扱われるべき事象に関しては、教育委員会と連携し、必要な場合は警察署との連携も検討します。

5、重大事態への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた疑いがある場合には、次の対処を行います。

- (1) 重大事案が発生した旨を、別海町教育委員会に速やかに報告し連携を図ります。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する校外の協力組織を設置します。
(北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム・警察・児童相談所・スクールカウンセラー等の専門的知識を有する「いじめ問題対策協議会」等の設置)
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- (4) 上記の調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者等に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供していきます。
- (5) 校長が「いじめ防止対策推進法の第25条（懲戒）及び第26条（出席停止）にかかわる判断と執行に当たっては、事前に教育委員会と十分かつ慎重に審議を行います。
- (6) 重大事態とは、法第28条に規定されているとおり、

【参考資料】

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

